別記様式第二を次のように改める。

別記様式第二

表示番号　第　号	
表示部	
登録事項	
実演、レコード又は放送番組の名称	
実演家、レコード製作者又は放送事業者の氏名又は名称及びその国籍	
実演が行われ、レコードに固定され又は放送が行われた年月日	
実演が行われ若しくはレコードに固定されている音が最初に固定された国又は放送が行われた放送設備がある国の国名	
実演又は放送の種類、実演、レコード又は放送番組の内容及びその他の事項	

事項部	
順位番号	登録事項
	登録年月日
	登録の目的
	権利の表示
	登録の原因及びその発生年月日並びに登録すべき権利に関する事項
	申請者の氏名及び住所
	受付年月日及び受付番号
	備考

信託部	
順位番号	登録事項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、著作権法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　著作権法施行令及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百五十四号。以下「改正政令」という。）附則第二項による著作権登録原簿等（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第一項の著作権登録原簿、同法第八十八条第二項の出版権登録原簿及び同法第百四条の著作隣接権登録原簿をいう。以下同じ。）の改製は、同令の施行の際現に存する著作権登録原簿等であって帳簿をもって調製されているものに記載されている事項を、改正政令による改正後の著作権法施行令第十三条第一項の規定による著作権登録原簿等に記録してするものとする。

3　前項の規定により著作権法施行令附則第五条の規定により同令による著作権登録原簿等とみなされた著作権法の施行に関する件（昭和十年勅令第百九十号）第一条の著作登録簿を改製するときは、当該著作登録簿に記載されている登録事項のうちこの省令による改正後の著作権法施行規則第十一条第二項各号に掲げる事項に該当しないものについては、備考欄に記録してするものとする。

4　前二項の規定による著作権登録原簿等の改製を完了すべき期日は、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送ごとに、文化庁長官が指定する。

○文部科学省令第二十二号

著作権法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第四条、第五条第二項、第七条第一号、第十一条第二項、第十八条第一項及び第二項、第二十二条第二項及び第二十四条並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）第一条及び第五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（昭和六十一年文部省令第三十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日　　文部科学大臣　髙木　義明

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則

目次

第一章　登録手続等（第一条―第三条）
第二章　指定登録機関（第四条―第二十条）
附則

第一章　登録手続等

（プログラムの著作物の複製物）

第一条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条のマイクロフィルムは、日本工業規格に該当するＡ６判マイクロフィッシュ又は文化庁長官が定める基準に該当するマイクロフィルムとする。

2　令第一条の磁気ディスクは、光ディスク（日本工業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一又はＸ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）とする。

（登録手数料の納付方法）

第二条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「法」という。）第二十五条の規定による手数料は、法第十一条第一項の登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

（プログラム登録の公示）

第三条　法第四条の規定によるプログラム登録の公示は、次に掲げる事項について官報で行う。

一　登録の目的
二　登録番号
三　登録年月日
四　登録申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
五　登録に係るプログラムの著作物の題号及び分類